

健康保険・各種受給者証の 診察前確認に関するお知らせ

令和7年4月1日より、健康保険等の
「診察前確認」を開始します。

顔認証カードリーダーまたは窓口で健康保険を確認後、診察受付する流れとなります。

【以下の場合には窓口で確認が必要です】

★『健康保険』の変更

★『各種受給者証』の新規又は変更

(公費負担医療・県医療助成・特定疾病療養費受療証 等)

●再診・マイナンバーカードをお持ちの方

先に顔認証カードリーダーでマイナンバーをかざした後、再来受付機で診察受付を行ってください。

再来受付機で「⑤番 保険等確認窓口にお越しく下さい。」の表示がされた場合、⑤番 保険等確認窓口で健康保険等の確認・診察受付を行います。

●再診・マイナンバーカードをお持ちでない方

再来受付機の診察受付時に「⑤番 保険等確認窓口にお越しく下さい。」の表示がされた場合、⑤番 保険等確認窓口で健康保険等の確認・診察受付を行います。

●『各種受給者証』の新規又は変更がある方

再来受付機の診察受付はせず、**必ず**⑤番 保険等確認窓口にお越しく下さい。⑤番 保険等確認窓口で各種受給者証等確認後、診察受付を行います。診察後に提示いただいた場合、公費等受給適用を行うことができません。

令和7年2月20日
医事課長